

日EU戦略的パートナーシップ協定 (日EU・SPA)の概要

平成29年7月
外務省

日EU・SPAの経緯と意義

経緯

- 2011年5月の日EU定期首脳会合において、政治、グローバル課題、その他の分野別協力を包括的に対象とし、拘束力を有する協定として、日EU戦略的パートナーシップ協定(SPA: Strategic Partnership Agreement)の締結交渉の開始を決定。
- 2013年3月に交渉を開始し、13回の交渉会合を経て、2017年7月大枠合意。

意義

- 日EU・SPAは、民主主義、法の支配、人権等の基本的価値を共有する日本とEUが、幅広い分野における協力の方向性を規定することにより、円滑な連携・協力を促進し、日EU関係全体の強化を図ることを目的としている。
- 日EU間の基本文書としては、これまで日EC共同宣言(1991年)及び日EU行動計画(2001－2010年)を策定しているが、法的拘束力を有する協定は初めて。
- これまでの日EU協力の進展や成果を踏まえ、世界及び地域の平和、安定及び繁栄の実現などを目的として、将来に亘る日EUの戦略的パートナーシップの法的基盤となるもの。

日EU・SPAの概要①

約50の分野における日EU間の協力の促進及び対話の強化について規定

民主主義，法の支配，人権，基本的自由等の共有する基本的価値の堅持と促進

世界の平和と安全の促進

- それぞれの地域におけるものを含め，国際法に従った紛争の平和的解決を共に促進。
- 危機管理等の共通の関心事項について意見交換を促進し，共同行動に努める。
- 大量破壊兵器の軍縮・不拡散の強化，核兵器不拡散条約(NPT)の促進。
- 通常兵器，汎用品・技術の移転管理につき協力
- 安全保障理事会を含む国連改革の促進。

幅広い経済・科学技術関連分野における協力

- 経済及び金融政策に関する情報・知見の交換，雇用創出，あらゆる保護主義に対する闘い等の共通の目的に向けた政策協調。
- 科学技術イノベーションに関する協力促進。
- 航空，海事，鉄道セクターを含む交通政策に関し協力に努める。観光促進に向けた協力。

日EU・SPAの概要②

宇宙、海洋、サイバー、環境、エネルギー、保健等のグローバル課題における協力

- 宇宙の探査、平和的利用、観測・監視、宇宙活動の安全等につき協力。
- 航行・上空飛行の自由等を含む、海における法の支配、持続可能な利用の為の海洋資源の長期的保全・持続可能な管理等の促進に協力。
- サイバー分野における意見交換・情報交換を促進。
- 環境政策・規制、気候変動対策、エネルギー安全保障、保健分野での協力・連携。

テロ及び国際犯罪の対策強化

- 司法協力、汚職対策、武器売買や経済・金融犯罪等の組織犯罪対策、資金洗浄・テロ支援資金対策、麻薬対策等における協力促進。
- テロ対策(乗客予約記録(PNR)等の使用含む)における協働、対話の促進。

持続可能な開発と貧困削減のための開発協力、防災及び人道支援・災害救援分野での協力

教育・青年・スポーツに関する協力・人的交流、視聴覚分野を含む文化交流促進